

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

訓 令	三重県立学校事務決裁及び委任規程を制定する訓令 .....	経営チーム	1頁
-----	-------------------------------	-------	----

### 訓 令

教委訓第1号

各 県 立 学 校

三重県立学校事務決裁及び委任規程を次のように定めます。

平成15年5月27日

三重県教育委員会教育長 土 橋 伸 好

#### 三重県立学校事務決裁及び委任規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、三重県立学校長（以下「校長」という。）の権限に属する事務の決裁の区分及び手続並びに委任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 事務の処理について最終的にその意思を決定することをいう。
- (2) 専決 常時校長に代わって決裁することをいう。
- (3) 専決者 専決する権限を有する者をいう。

(県立学校における専決)

第3条 県立学校における事務で校長が決裁する事項並びに教頭及び事務長が専決する事項は、別表に掲げる事務のうち、決裁区分欄の表示に対応した事項とし、専決者は、表の専決者の欄に 印を付した者とする。

(別表に掲げられていない事務の決裁及び専決)

第4条 別表に定められていない事務で校長が決裁する事項並びに教頭、事務長が専決する事項は、別表の定め  
に準ずるものとする。

(決裁及び専決の特例)

第5条 専決者は、処理しようとする事案の内容が次の各号の一に該当するときは、第3条の規定にかかわらず、  
校長の決裁を受けなければならない。

- (1) 重要であると認められるとき。
- (2) 異例に属し、又は先例になると認められるとき。
- (3) 疑義若しくは重大な紛議があるとき、又は事案の処理の結果重大な紛争を生ずるおそれがあるとき。

附 則

この訓令は、平成15年6月1日から施行する。

別表

区分	事務の種類	事項	決裁区分			備考
			校長	専決者 教頭	事務長	
1	照会、回答等に関する事務	1 教育に関する照会、回答、調査、督促				
		2 事務に関する照会、回答、調査、督促				
2	学校教育に関する こと	1 年間行事計画の決定				
		2 教育研究推進校等の申請				
		3 入学、卒業、転学、退学、休学等の承認				
		4 入学者選抜に関する事項				
		5 入学願書の受付整理				
		6 通学・在籍・卒業・成績証明書の発行				
		7 指導要録の作成に関する事項				
		8 学校給食事務に関する事項				
3	所属職員の服務、 給与等に関する こと	1 校長、教頭及び事務長（以下「管理職員」という。）の時間外・休日勤務命令				
		2 管理職員の旅行命令				
		3 管理職員の休暇に関する承認				
		4 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員（校長及び教頭を除く。以下「教育職員」という。）の時間外・休日勤務命令				
		5 教育職員の旅行命令				
		6 教育職員の休暇に関する承認				
		7 教育職員の現職教育計画の策定				
		8 教頭及び教育職員の研修計画及び報告等の承認				
		9 事務職員（事務長を除く。）、学校司書、現業職員及び臨時労務員（以下事務職員等）という。）の時間外・休日勤務命令				
		10 事務職員等の旅行命令				
		11 事務職員等の休暇に関する承認				
		12 臨時的任用職員の任免に関する具申				
		13 非常勤職員の任免				
		14 臨時労務員の任免				
		15 宿日直業務囑託員の任免				
		16 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱及び解嘱				
		17 給与等事務に関する報告				
4	学校施設、財産に 関すること	1 施設整備計画の策定				
		2 寄附物品（負担付きでないものに限る）の受納に関する事項				
5	学校事務に関する こと	1 被服の貸与に関する事項				
6	三重県高等学校定 時制課程及び通信 制課程修学奨励金 等返還債務免除条 例（昭和53年三重 県条例第2号）	条例第3条の規定による返還債務免除申請の進達				
7	三重県高等学校等 進学奨励金返還債 務免除条例（昭和 57年三重県条例第 32号）	条例第2条による返還債務免除申請の進達				

8	三重県立学校の管理運営に関する規則（平成13年教育委員会規則第8号）	1	規則第8条の規定による臨時休業の報告				
		2	規則第13条の規定による教科書の内申				
		3	規則第47条の規定による児童及び生徒の懲戒の決定				
		4	規則第49条の規定による生徒等の事故等の報告				
		5	規則第53条の規定による校務分掌の決定				
		6	規則第53条の規定による教育計画の樹立				
		7	規則第75条の規定による職員会議の開催				
		8	規則第86条の規定による学校自己評価				
		9	規則第89条の規定による自己検査				
		10	規則第92条の規定による施設設備の管理、報告				
		11	規則第94条の規定による防災・警備計画の策定				
		12	規則第97条の規定による施設設備の貸与の承認				
		13	規則第98条の規定によるき損亡失の報告				
		14	規則第100条の規定による生徒在籍報告				
		15	規則第101条の規定による出勤簿の作成				
		16	規則第102条の規定による人事記録カードの整理・保管				
		17	規則第105条の規定による校内規程の制定、改廃				
9	三重県奨学金規則（昭和36年三重県教育委員会規則第1号）		規則第5条の規定による奨学生願書の進達				
10	三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則（平成14年教育委員会規則第16号）		規則第4条の規定による奨学生申込の進達				
11	公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則（昭和30年三重県人事委員会三重県教育委員会規則第3号）		規則第3条及び第4条の規定による扶養親族の認定				
12	公立学校職員の住居手当に関する規則（昭和49年三重県人事委員会三重県教育委員会規則第14号）		規則第7条の規定による届出に係る事実の確認並びに額の決定及び改定				
13	公立学校職員の通勤手当に関する規則（昭和35年三重県人事委員会三重県教育委員会規則第1号）		規則第4条の規定による届出に係る事実の確認並びに額の決定及び改定				
14	公立学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成2年三重県人事委員会三重県教育委員会規則第1号）		規則第8条の規定による届出に係る事実の確認並びに額の決定及び改定				
15	三重県教育財産規則（昭和42年教育委員会規則第8号）	1	教育財産の目的外使用許可で有償及び更新に関する事項				
		2	教育財産の目的外使用許可で教育長への進達に関する事項				

16	三重県教育委員会職員事故事務取扱規程(昭和62年教総第307号教育長通知)	1 規程第3条の規定による教育職員の事故発生報告				
		2 規程第3条の規定による事務職員の事故発生報告				
17	三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与要綱(昭和49年教育長決裁)	要綱第3条の規定による修学奨励金貸与申請の進達				
18	三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱(平成5年三重県教育委員会告示第6号)	要綱第6条の規定による授業料の減額、免除及び徴収猶予				
19	県費外会計に関すること	1 徴収通知				
		2 収入に関する事項				
		3 支出に関する事項				
		4 収支報告				
		5 検査・監査報告				
		6 会計自己点検				
		7 業者選定委員会の開催				
		8 斡旋物品の決定				
20	その他	共済・互助会関係の認定、報告、申請、給付				

支出負担行為に関する事務

区 分		決 裁 区 分		備 考
		校 長	専 決 者 事 務 長	
1	報 償 費		全 額	
2	需 用 費		全 額	
3	役 務 費		全 額	
4	委 託 料		4,000万円未満	
5	使用料及び賃借料		全 額	
6	工 事 請 負 費		500万円未満	
7	原 材 料 費		全 額	
8	備 品 購 入 費		全 額	
9	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金		全 額	
10	扶 助 費	教科書学習書給与費	全 額	
11	貸 付 金	修学奨励金	全 額	
12	投 資 及 び 出 資 金	電信電話料	全 額	
13	公 課 費		全 額	

備考：金額は、1件当たりの金額(予定価格又は見積金額を含む。)をいう。

発 行  
津 市 広 明 町 1 3 番 地  
三 重 県 教 育 委 員 会

印 刷  
有 限 会 社 第 一 プ リ ン ト 社